

## 平成30年度「ぽっかぽか心トーク」におけるご意見へのご回答

会場	保健福祉センター	日時	平成30年11月5日 19時00分	人数	19人
出席者	町長、副町長、地域戦略室長、町民課長、地域戦略係長、広報広聴係長、生活環境係長				

意見	現地回答	担当課回答
<p>8月31日に辺野古の新基地建設のための沿岸埋立のための承認を取り消しました。それに対して政府は10月17日に行政不服審査法に基づいて国土交通省に審査請求をしています。10月30日には石井国土交通大臣が承認撤回の効力停止を決定し新聞・テレビ等でも賑わせています。この行政不服審査法というのは国民の権利利益の救済が目的だと第1条に書いてありますが、これを公権力を行使する国家の行政機関が、私人個人に見立てるとするのは非常に無理があるのではと、沖縄県知事の玉城さんが内閣内部の自作自演だとコメントしています。また、新聞報道等では北大の先生も入っている行政研究者110人が集い会を作って法の濫用だということで声明を発表しています。この行政不服審査法というのは今まで3回ほど使われてはいますが、この政府のやり方は地方公共団体に対して政府が使う可能性がないわけでもありませんが町長の感想をお聞かせください。</p> <p>法一般で、そういう手法についてだけで結構なのでお聞かせください。</p>	<p>(町長)</p> <p>行政不服は、昔から行政と町民のみなさんと色々な問題を言葉で話し合いで解決してきたものもあるし、上から目線で行政が一方的に決めたこともあるし、そういう歴史の中で法律の規定の中で行政不服審査法というのが出来てきましたが、そのうえで今回の沖縄だけの問題で反応しろというのは私にはできません。</p> <p>そういう法の手法があってるか間違っているかは私はそこまで研究していません。言う立場にはありません。ですが公権力の行使をすることに対して不服がある、そういう不服の申し立ての制度というのは尊重はしなくてはいけないというのは事実ですから、そこをどのように、正誤を含めて、もしかして裁判闘争になるかもしれませんが、それはそこで判断してもらわないといけません。いち私個人の町長としてコメントを求められても回答できません。</p>	<p>(地域戦略室)</p> <p>現地回答のとおりです。</p>

<p>地域戦略室から発行している広報紙に関して、町議会議員の発言というのは町行政の重要施策であってもなんでも積極的に協力しなくてはならないものなんですか。批判をしてはいけないんですか。</p> <p>平成30年6月号の「広報モニターからの声」のページについて、町議会だよりの一般質問についてという記述があり『全町教育は、町の第8期総合計画の中に理念と文言が盛りこまれ、町をあげて取り組むべき事項と認識しています。どのような体制でどう推進していくかは、そもそも行政がきちんと枠組みを考え、実行、情報発信をするべきだと思います。行政の仕組みを熟知されている議員の方々に、全町教育推進のための積極的で前向きなご意見をご協力いただきたいと思います。』という文面があります。</p> <p>この点に関して広報モニターからの声は「積極的で前向きじゃないと困るよ」と言っているわけでして、これは私は憲法第31条の自由権にかかわる問題だと思っています。広報担当の係の方にお尋ねをしたところ、こういった文書に対して関係所管課に対して事実確認していないということでした。</p> <p>私が思うには無記名で憲法第31条自由権にかかわる問題を広報に掲載するのはいかがなものかと思っています。責任を明確にするためにモニターの氏名を掲載することが必要だと思います。あるいは広報担当として掲載文に対して事前に十分チェックをするべきではないかと思えます。</p>		<p>(地域戦略室)</p> <p>広報モニター制度につきましては、町の広報紙等について、町民の方から意見や要望などを聴取し、町民参加によるわかりやすく親しまれる広報を推進することを目的としており、町政に対して公平かつ公正な意見を持つと認められる町民の方（議会の議員及び町職員を除く）に担っていただいております。</p> <p>広報モニターについては地方自治法に定める行政委員等とは異なり、また有識者や各分野の専門家などに拘らず一般の方を対象としており、審査、諮問、調査などの権限を付与するものではなく、いち町民としての町の広報紙等に対する意見、感想をうかがうものとしております。</p> <p>このため、「広報モニターからの声」については、町民の方の声として広報紙づくり、町政に対する参考までとして聴取しているものであるため、掲載内容について事前の確認を行います。氏名の公表については今後も予定しておりません。</p>
--	--	--

全町教育の社会の分野に全町教育地域協議会というのがあり、去年まで社会教育団体のひとつに加わっていました。全町教育地域協議会の役員名簿の中に、会計、事務局が教育委員会になっています。これは社会教育法第3章第10条に違反しています。

2点目に、全町教育協議会の平成28年度総会議案書に会費の徴収欄がありません。しかも助成金を申請しないまま、全町教育推進会議という教育長をトップにした団体から交付金として54万円が計上されておりこれは社会教育法第12条違反にあたります。しかも町条例として独自に教育委員会で報償費支出規定を設けています。これは憲法第10、89条、公の支配に属さない教育等への公金支出の禁止にあたります。このことをずっと教育委員会に追求してきました。

社会教育法第10条というのは社会教育団体はいかなる公的の支配を受けてはならないということで、第12条は補助金が必要であれば補助金を申請し審査を受けたあと決定されるということです。地域協議会の会計事務局に教育委員会が参加しており、しかも申請もなく会費もありません。一般通念では、会費も徴収しない会が助成金を請求するということはありません。

平成29年12月6日に社会教育委員との面談に漕ぎ着けました。その結果、「昨年12月に行った調査隊との懇談後の経過についてご報告します」という社会教育課長名での文書を受けました。この回答がきたのが5月2日で新年度に入ってからです。なぜこれだけ時間がかかったのか、会っても核心に触れることになると事務局は何も回答しません。

(社会教育課)

社会教育関係団体につきましては、社会教育法第10条に、「公の支配に属しない団体」とありますが、全日本社会教育連合会 改正社会教育法解説の中では、「公の支配に属しない」とは、憲法第八十九条にいうそれと同義であるとしたうえで、次のように書かれています。

「憲法第八十九条にいう公の支配に属しない事業とは、国または地方公共団体の機関がこれに対して決定的な支配力をもたない事業を意味するものであると解する。換言すれば、『公の支配』に属しない事業とは、その構成、人事、内容及び財政等について公の機関から具体的に発言、指導または干渉されることなく事業者が自らこれを行うものをいう。」

全町教育地域協議会においては、団体の役員人事は会員の合議で決定し、団体の運営、事業の決定は団体の自発的な意思により行っています。また、財政についても独自の裁量によって行っている自主的な団体であります。

事務局である教育委員会はあくまでも事務的な支援をおこなっているに過ぎず、団体運営に対して主導や干渉を行ったり、支配力をもっているものではありません。

また、団体側からも教育委員会による統制的支配や事業への干渉が行われているといった指摘などは一切なく、法第10条でいう「公の支配」には当たりません。

なお、全町教育地域協議会の報償費支出につきましては、団体内の規約に基づくものであり、町条例でも教育委員会が設けたものでもありません。

3月議会で廣山議員が一般質問と予算委員会で質問をしており、その中で教育長と学校教育課長は虚偽答弁をしています。

関係部分は議事録の31ページから始まる部分です。廣山議員は何度も法的に問題はないのかという質問をしています。武田教育長は「町民や参画する社会教育団体等に対してあくまでも『奨励』として推進しております。」と回答しています。もう12月の段階でおかしいということを教育委員会は知っていたにもかかわらずです。法的に問題ないのかということについては答弁拒否をしています。拒否という言葉は使っていませんが、法的な部分については全く触れていません。というのも社会教育委員の会議も全町教育推進地域協議会も一切この情報について一つひとつ説明をしていないというのです。そのため公文書としても残っていませんが、議会議事録の中にその全てが出てきます。

武田教育長は34ページで「現在、主体的に活動はしておりますけれども、自分たちで賄われたい、そういう事務的な部分につまみして、団体の意向もありまして、教育委員会が側面的に支援している」と答えていますが、そこではありません。問題の根っこは社会教育関係団体に認定している、その団体に教育委員会が刺さり混んでいるというところに違法的な部分があります。

「ときには団体の方から求めに応じまして必要に応じて助言などを行っていくようになるかなというふうに考えているところであります。」と武田教育長は重ねて話をしていきます。法的なことには一切触れていません。明らかにこれは第10条違反です。しかもお金については第12条違反です。そして憲法第89条違反です。

社会教育関係団体に補助金を交付する際の審議会等への諮問の関係は社会教育法第12条ではなく第13条の誤りだと思われそうですが、同条では「国または地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、(中略)地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」と規定されております。

町からの補助金は全町教育推進会議に対して交付したものであり、当時、社会教育関係団体であった全町教育地域協議会に対して交付したものではありません。したがって法第13条は適用されません。

また、社会教育関係団体の要件として自主的な団体運営は謳われてはいるものの、会費の徴収は規定されておらず、自主財源を持たないことが違法であるということには結びつかないと考えております。

なお、全町教育地域協議会は交付金の交付を受けるに当たっては、全町教育推進会議に対して交付申請を行っております。

憲法違反という部分に関してですが、昭和32年2月22日付、法制局1発第8号、文部省社会教育局長あて法制局第一部長回答「憲法第八十九条にいう教育の事業について」によりますと、「教育の事業とは、人の精神的又は肉体的な育成をめざして、人を教え導くことを目的とする事業であって、(中略)教育される者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標があり、教育する者が教育される者を教え導いて計画的にその目標の達成を図る事業でなければ教育の事業ということはできないのであって、(中略)人を教える行為が介在していても、単に人の知識を豊富にしたりその関心を高めたりすることを目的とする事業であって、教育される者について、その精神的又は肉体的な育成を図るべき目標が

引き続き行われた予算委員会の中で、ここでは佐藤学校教育課長が答えていますが、これは虚偽答弁にあたると思います。予算委員会の議事録の90ページで「地域のコーディネーターの方々と構成する全町教育の地域協議会の活動費に、予算を充てているというものでございます。」とはっきり違法に支出していると言っています。教育委員会は、干渉してはならない社会教育団体に金を出し口も出しているということが出ています。

このような教育委員会関係、職員や委員の手による新得町の教育行政にはいち町民として信頼を寄せていくことは到底私はできません。町長の任命責任を含めて、善処されることを期待したいと思います。必要によっては再発防止のために検証委員会を設置することもお願いしたいと思います。

(町長)

なんとなく仰っている意味はわかりました。我々の職員は勉強したつもりで仕事をするときがあります。結果として間違っていることもあります。間違ったことをどう正していくのかというのが我々の責任で職員のレベルアップもしていかななくてはなりません。職員にはいつも「一回嘘をつくとずっと嘘をつかないとボロが出て成り立たなくなるぞ、だけど嘘はどこかで綻びがでるぞ」と言っています。

そのうえで個別具体的な教育委員会の話ですが、違法性の認識だとか嘘をついているとか虚偽の答弁をしているというのは、申し訳ありませんが今自分で判断できるだけの材料がないのでそれは是非どこかで見ていただければ有難いと思っています。そのうえで町民のみなさんに損害を与えたとしたらこれは法の裁きの中できちんとやらないといけません。それは当たり前のことです。

その次に任命責任については、私が任命権者のほとんどでそれは私に責任はあるわけですから、それぞれの対応によって責任を負う立場というものは当たり前のことで責任をとらなくてははいけません。

個別具体的な中にこれが違法だって判断をされるのと、これが違法だっていわゆる裁判で公で認められるものと2つあると思います。これは違法性の問題で自浄能力がないってことになると、最終的に裁判をするしかないかもしれません。もしくは町民に損害を与えたとすれば、住民監査請求で監査委員に事実経過を話したうえで、この問題は町民に損失を与えたということで認めてもらうということもあります。

場合によっては公にした方が良くあると思います。いずれにしても事の経過を私に一度見せてください。

あって計画的にその達成を図るのではないものは教育の事業に該当しないものと解される。」とあります。

全町教育は不特定多数の住民に対し、地域の子ども達への関心を高め、地域の子ども達を地域ぐるみで守り育てようといった理念を、行政や民間団体等が行う様々な活動を通して普及させる取り組みです。そのことから、憲法で言う教育の事業には該当いたしません。

廣山議員の一般質問の件ですが、社会教育法では第3条及び第5条において、国及び地方公共団体の任務、市町村教育委員会の事務がそれぞれ規定されておりますが、いずれの中でも行政の役割は社会教育の「奨励」であると謳っております。議員からその点について質問があったため、教育長はあくまでも法に則って進めているという意味で「『奨励』として推進しています」と答弁しており、答弁拒否には当たりません。

また、佐藤学校教育課長の答弁の件ですが、答弁は全町教育推進会議の予算の使途の見込みを偽りなく伝えているもので、虚偽ではありません。

<p>全町教育にボランティアという形で関わっていますが、今の話を聞いたらなんとなく不安な感じがします。第何条がどうかそんな難しいことはわからないし、武田教育長も来ていないし、岡田課長も来てないところでそのことを言われても、自分だけかもわかりませんがちんぷんかんぷんです。どういう経緯なのかわかりませんが、全町教育に関わっていいのか、どう手伝っていいのか、不安な気持ちが残りましたけれど、私だけでしょうか。</p> <p>全町教育は、ボランティアでみんなで協力して〇〇の会、〇〇の会というのがあって一生懸命協力しあって、1日が終わって子どもが喜んで帰ってきたら私たちは満足というか。そういうことをしているつもりなんです。</p> <p>私たちは全町教育は子どもたちのために大事だと思っているから一生懸命参加してやっているだけであって、教育委員会のお金がどうかということは偉い人たちが決めているから私たちには難しすぎます。今日はそういう話を聞きにきたのではなくて、ゴミのこととかです。全町教育も大事ですが、ちょっとこれは私たちには難しすぎます。</p>	<p>(町長)</p> <p>(今のお話は)全町教育を否定しているわけではないですよ。違法性の議論はとことんいったらもう裁判しかないと思います。私は言いましたが、申し訳ありませんが、物事は決めつけられないということはお互いにあると思います。そのために事の経過を一回見せてほしいということです。それは当然私の立場でやります。そのうえで皆さんが不安になったらこれは本当にマイナスなことです。何が不安なのかというのを私たちもこの短い時間の中で消しなさいけません。</p> <p>全町教育自体には問題はなく、たまたま関わっている人たちについては問題はありますが、そこをコントロールする教育委員会のやりとりがいかげなものであることだと思いますので。それはそれで行政内部の問題として整理させていただきますのでよろしいですね。</p>	<p>(社会教育課)</p> <p>全町教育は、地域ぐるみで地域子ども達を守り、育てよう。という取り組みであり、その取り組みの中で大人同士も学び合い、繋がりをつくり、コミュニティを活性化していくものです。これまでも様々な事業において多くの町民の方々にご協力をいただいております。</p> <p>このたび、全町教育の推進に関して違法性の指摘がありました。教育委員会では何ら法に抵触するものではないと考えておりますので、今後もこれまで同様、都合がつかうときに、可能な範囲でご協力をいただけると幸いです。</p>
<p>私は100%全町教育は肯定はしませんが。参加されている皆さんは本当に積極的に関わっていると思います。それは否定しません。</p>		